

1. 入札説明書に対する質問への回答

						総質問数	7 問		
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容			回 答
1	8	第3章	2	(1)及び (2)	入札参加者の要件	長期包括運営委託業務（・・・DBO方式を含む、以下同様）とありますが、DBO方式の発注において、特別目的会社(SPC)の代表企業による受注実績は元請との理解でよろしいでしょうか。			お見込みのとおりです。
2	9	第3章	5		入札価格及び入札書比較価格	入札価格及び入札書比較価格は、事後公表とします。とありますが、公表予定時期を、ご教示ください。			事業者選定結果と併せて公表します。
3	9	第3章	5	(1)	予算上限額	ご提示の予算上限額に本施設の「電力費」及び「むつ衛生センター送電分」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。			お見込みのとおりです。
4	12	第4章	2	(4)	契約保証金	初年度とは令和6年度を示し、事業準備期間(令和5年度)を含め2か年度分を契約締結日までに納付との理解でよろしいでしょうか。			契約保証金について、事業準備期間(令和5年度分)は契約締結前に納付、令和6年度分は令和5年度末までに納付してください。
5	13	第5章	1	(4)	入札参加資格審査申請書類の提出	正本1部、副本1部とありますが、副本の証明書等は正本の写しとの理解でよろしいでしょうか。			お見込みのとおりです。
6	24	別紙1	1		入札書等の提出用封筒作成要領	中封筒及び外封筒ともに、宛名の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。			お見込みのとおりです。
7	24	別紙1	1		入札書等の提出用封筒作成要領	封筒の大きさについて、中封筒は長形3号(120mm×235mm)程度、外封筒は角2号(240mm×332mm)程度との理解でよろしいでしょうか。			お見込みのとおりです。

2. 要求水準書に対する質問への回答

						総質問数	21 問		
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容		回答	
1	2	第1章	第2節	1.2.4	関連施設	「表3 下北地域新ごみ処理施設の関連施設」において、管理棟における、発注者の常駐人員等を、ご教示ください。		管理棟に組合職員は常駐いたしません。なお、計量棟自動料金徴収機からの現金回収及び釣銭補充の対応を行う人員（組合が委託する者）が計量棟に常駐します。	
2	2	第1章	第2節	1.2.6	業務範囲	本事業の対象範囲（場内清掃・植栽管理範囲等）が確認できる敷地平面図等を、ご教示ください。		添付資料2-1の本事業対象範囲図を参照ください。	
3	3	第1章	第2節	図1	運営事業者の業務範囲の概要図	むつ衛生センターのし渣/助燃剤が、焼却施設へ実線（運営事業者が積込・引渡し）記載ですが、積込及び運搬は別途追加契約との理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。	

2. 要求水準書に対する質問への回答

						総質問数	21 問		
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容		回 答	
4	3	第1章	第2節	図1	運営事業者の業務範囲の概要図	「処理困難物」は、具体的にどのようなものが搬入されるか、ご教示ください。		<p>危険物、特定家電製品、パソコン等の組合では収集しないごみのことを指します。具体的には以下を想定しています。</p> <p>コイルスプリング使用製品(スプリングマットレス、ソファ等)、漁業系廃棄物(漁網・ロープ・ワイヤー・養殖用ネットなどのうち、鉛が分離可能なもの)、小型の金庫、ポイラー、餅つき機、マッサージチェア、健康・トレーニング器具</p> <p>これらは、本施設において可能な限り処理を行うものとしますが、多量の搬入があった場合など、運営事業者による処理が困難となった場合には、運営事業者が外部の適正処理が可能な業者に処理委託を行うものとして下さい(①)。</p> <p>また、搬入禁止物及び処理不適物であっても、不法投棄や搬入ごみに混入し排出者不明のものについても、運営事業者が外部の適正処理が可能な業者に処理委託を行うものとして下さい(②)。</p> <p>①及び②による費用(外部委託処理費用(運搬費含む))については、本事業に関する契約とは別に、組合と運営事業者が処理困難物の品目ごとに単価契約を締結するとともに、外部委託処理量実績に応じて組合が費用負担します。</p> <p>なお、石膏ボード、耐火ボード壁材、コンクリート廃材、石材は搬入禁止物ですが、むつ市民に限り搬入を認め(あくまで家庭から発生するものに限り)、処理困難物ストックヤードで一時仮置きし、一定量を超えた時点でむつ市が自ら運搬し、むつ市の最終処分場に埋立処分いたします。その際の積み込みについては運営事業者が協力することとしてください。</p>	
5	3	第1章	第2節	図1	運営事業者の業務範囲の概要図	処理困難物の処理について、外部委託先(別途契約)との記載ですが、運営事業者が貯留した後は、積込及び運搬含む処理を組合所掌で外部委託先と契約するとの理解でよろしいでしょうか。		No.4の回答を参照ください。	

2. 要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	総質問数	21 問	回答
						質問の内容		
6	5	第1章	第3節	1.3.1	(6) 適切な事業計画の立案	①「長期にわたり安定した経営計画・事業収支計画の作成と実施」とありますが、特別目的会社(SPC)を設立しないため、当該計画は対象外との理解でよろしいでしょうか。		特別目的会社(SPC)を設立しないため、以下のとおり修正します。 「長期にわたり安定した事業計画の作成と実施」
7	5	第1章	第3節	1.3.1	(6) 適切な事業計画の立案	③「安定継続のための信用補完手段の確保」とありますが、具体的な信用補完手段のお考えがありましたら、ご教示ください。		長期運営であることに十分配慮した、運用上必要と考える性能保証条件及び公害防止基準を満足することなどを考えております。
8	8	第1章	第3節	1.3.14	(2) 排水基準	「生活排水は合併処理浄化槽で処理した後、処理水を放流すること」と記載ですが、BOD及びBOD除去率の測定頻度を、ご教示ください。		浄化槽放流水の測定頻度について、以下の通り追加します。 「浄化槽放流水の水質検査については、「設置後等の水質検査」（浄化槽を使い始めて3ヶ月を経過してから5ヶ月以内）及び1回/年の「定期検査」を行うこと。」
9	11	第1章	第3節	1.3.15	用役条件	②電気 「電力需給契約は運営事業者で行い、電力事業者に支払う電気料金については組合に請求すること」とありますが、本事業は包括運営事業ですがDBO発注ではないため、発注者と電力事業者間で直接契約され支払われた方が合理的と考えます。発注者と電力事業者の直接契約としていただけないでしょうか。		電力事業者を支払う電気料金を送電量等によってごみ処理施設とむつ衛生センターで按分する必要がある(各施設で費用を負担する構成市町村が異なる)、購入電力量と発電量のうち、それぞれの施設がどれだけ使用したかを把握したいので、運営事業者と電力事業者と契約していただきたいと考えております。
10	11	第1章	第3節	1.3.17	車両・重機等	運営事業者は、本事業において必要となる車両・重機等について、運営事業者が自ら用意すること。とありますが、運営事業者が使用する重機等においては、運営開始時まで用意すればよいとの理解でよろしいでしょうか。		令和6年1月以降に負荷試運転を計画していることから、ごみの受け入れ開始前に、必要最低限と考えられる重機等は用意をお願いします。
11	13	第2章	第2節	表17	第3種電気主任技術者	第3種電気主任技術者は、外部委託制度活用可能との理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。
12	17	第3章	第1節	3.1.6	処理対象物の受付	(3) 料金徴収 「運営事業者は、本施設に直接ごみを搬入する者から、組合が定めるごみ処理手数料を、組合が定める方法で、自動料金徴収機を用いて徴収する。自動料金徴収機で徴収した料金は、組合が回収する。」との記載ですが、つり銭管理を含め現金の取扱いは組合所掌との理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。 搬入者は料金を自動料金徴収機で支払い、徴収機からの現金回収及び釣銭補充は組合（組合が委託する者）が行うことから、運営事業者が現金を取り扱うことはありません。

2. 要求水準書に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	総質問数	21 問	回 答
						質問の内容		
13	17	第3章	第1節	3.1.6	処理対象物の受付	(4) (ア) 受入する日において、お昼の時間帯（正午～13時等）も搬入物の受付をすとの理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。
14	17	第3章	第2節	3.2.1	運転条件	(1) 年間運転日数、施設の年間稼働日数は1炉292日以上とする。とありますが、実際の搬入量に応じて稼働日数を調整するとの理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。
15	17	第3章	第2節	3.2.1	運転条件	「表18 処理対象物及び年間処理量（ごみ焼却施設）」において、大型鳥獣の記載がありますが、搬入される際の荷姿についてご教示ください。		大型鳥獣とは、クマ及びカモシカが該当します。 大きさは一概には言えませんが、クマ：1,500mm程度、カモシカ：1,200mm程度（いずれも最大寸法）であり、いずれもブルーシート（使い捨て）に包まれた状態で搬入されます。
16	18	第3章	第2節	3.2.3	搬入管理	(4) 運営事業者は、搬入された廃棄物に処理不適合があった場合は、搬入者に持ち帰りさせること。とありますが、ごみ焼却施設における「処理不適合」について、ご教示ください。		現在のごみ処理施設（アックス・グリーン）では、以下の実績があり、処理不適合物として想定しています。 タイヤホイール、ドラム缶、ホームタンク、コンクリート・石材製品（漬物石、物干し土台等）、レンガ、金属塊（鉄アレイ等）
17	20	第3章	第3節	3.3.2	搬入管理	(2) 運営事業者は、リサイクルプラザに搬入される廃棄物について処理不適合物の混入防止に努めること。とありますが、リサイクルプラザの「処理不適合」について、ご教示ください。		No.16の回答を参照ください。
18	21	第3章	第3節	3.3.3	適性処理	(3) 処理困難物の取り扱いについては、外部委託で処理すること。なお、外部委託に係る費用については、本事業とは別に組合が運営事業者に対して相当額を支払うものとする。とありますが、具体的に別途契約方法について、ご教示ください。		No.4の回答を参照ください。

2. 要求水準書に対する質問への回答

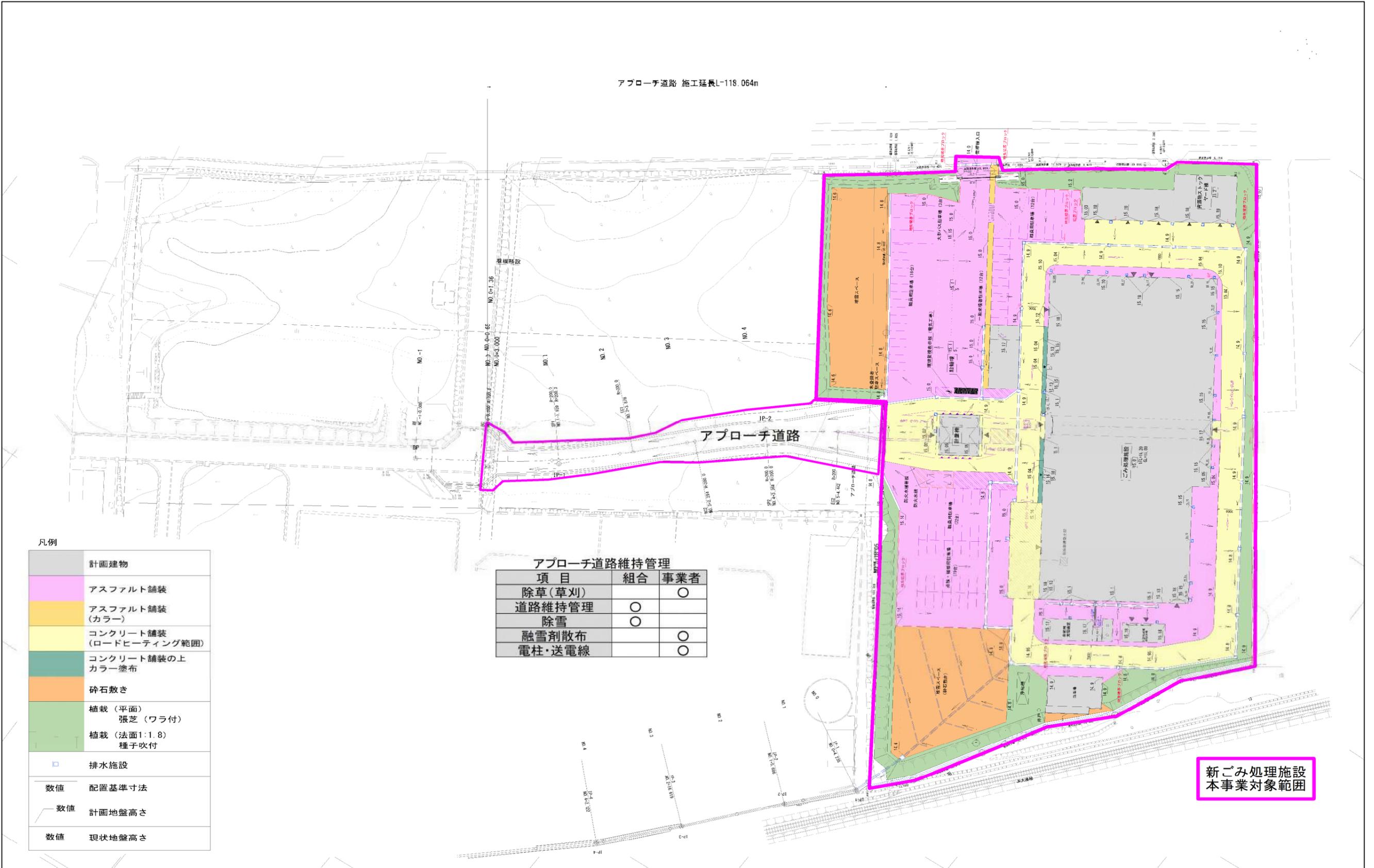
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	総質問数	21 問	回 答
						質問の内容		
19	21	第3章	第3節	3.3.5	資源物等の搬出	衛生センターにおいて脱水処理剤として使用する古紙について、品質基準と選別場所の指定について、ご教示ください。		<p>現在のアクセス・グリーン・サービス社との契約の仕様書では、次のとおりです。</p> <p>納入形態：①発注者が貸与するコンテナに供給物品を詰めた状態で納入する。②コンテナ1基当たりの供給物品の数量は概ね110キログラムとする。③著しく汚損(水濡れ等を含む)していないこと。④設備に支障を与えるような異物を含まないこと。⑤ビニール等でコートされたチラシ、ホチキス等で綴られたものは除く。⑥その他発注者が不適として除外するものを含まないこと(今のところ具体的な指示はしておりません)。</p> <p>納入量：①衛生センター稼働日1日あたりに使用する量を安定的に納入すること。②1日あたり想定使用量755キログラム(コンテナ約7基相当)③年間想定使用量151,000キログラム</p> <p>納入日：月曜日から金曜日の8時30分～15時30分までの間で随時</p> <p>納入方法：衛生センターの計量器により計量し、発注者が指定する場所に納入すること。</p> <p>選別場所：選別場所と納入場所を図示した平面図を添付資料2-19に提示します。</p>

2. 要求水準書に対する質問への回答

						総質問数	21 問		
No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容			回 答
20	21	第3章	第3節	3. 3. 5	資源物等の搬出	<p>(2) 衛生センターにおいて脱水補助剤として使用する古紙についても、現在アックス・グリーンから購入しているように、別途で単価契約を行うこととありますが、年間の引渡し量を、ご教示ください。また、単価契約の内容について古紙は発注者の所有物であるため、古紙の選別(ステーブル等不適物除去)及び運搬費用を単価契約するとの理解でよろしいでしょうか。</p>			<p>前段につきましては、令和3年度実績で年間133,412キログラムとなっております。後段については、お見込みのとおりです。</p> <p>運営事業者には、以下の①～④の手順でリサイクルプラザ内の古紙をむつ衛生センター内の保管庫まで運搬・保管していただきます。</p> <p>①リサイクルプラザ内の新聞・チラシヤードに搬入された古紙をむつ衛生センター敷地内にある古紙選別作業小屋に運搬</p> <p>②作業小屋で脱水補助剤に適さないステーブルがついているものやコーティング紙を選別除去したうえで、コンテナ(1基当たり110キログラム、1日あたり7基700キログラム程度)に詰める。</p> <p>③詰めたコンテナをむつ衛生センターの計量器まで運搬し計量</p> <p>④計量後、保管庫に納める。</p> <p>①～④の作業に伴う委託料は、本事業に係る委託料とは別に単価契約として組合から運営事業者に対して支払うことを想定しています。</p> <p>保管庫に納められた古紙は、組合が衛生センターの運転業務を受託している事業者へ引き渡します。</p>
21	28	第3章	第4節	3. 4. 19	帳票類の管理及び記録の保存	<p>(3) 記録の保存 「また、会計記録から財務諸表の作成を行い、年に1度組合に報告のこと。」とありますが、特別目的会社(SPC)設立ではないため本事業に係る財務諸表は存在しません。必要な場合の趣旨及び具体的な内容について、ご教示ください。</p>			<p>以下のとおり修正します。</p> <p>「また、運営事業者は、自らの財務諸表について年に1度組合に報告のこと。」</p>

本事業対象範囲図

アプローチ道路 施工延長L-118.064m



凡例

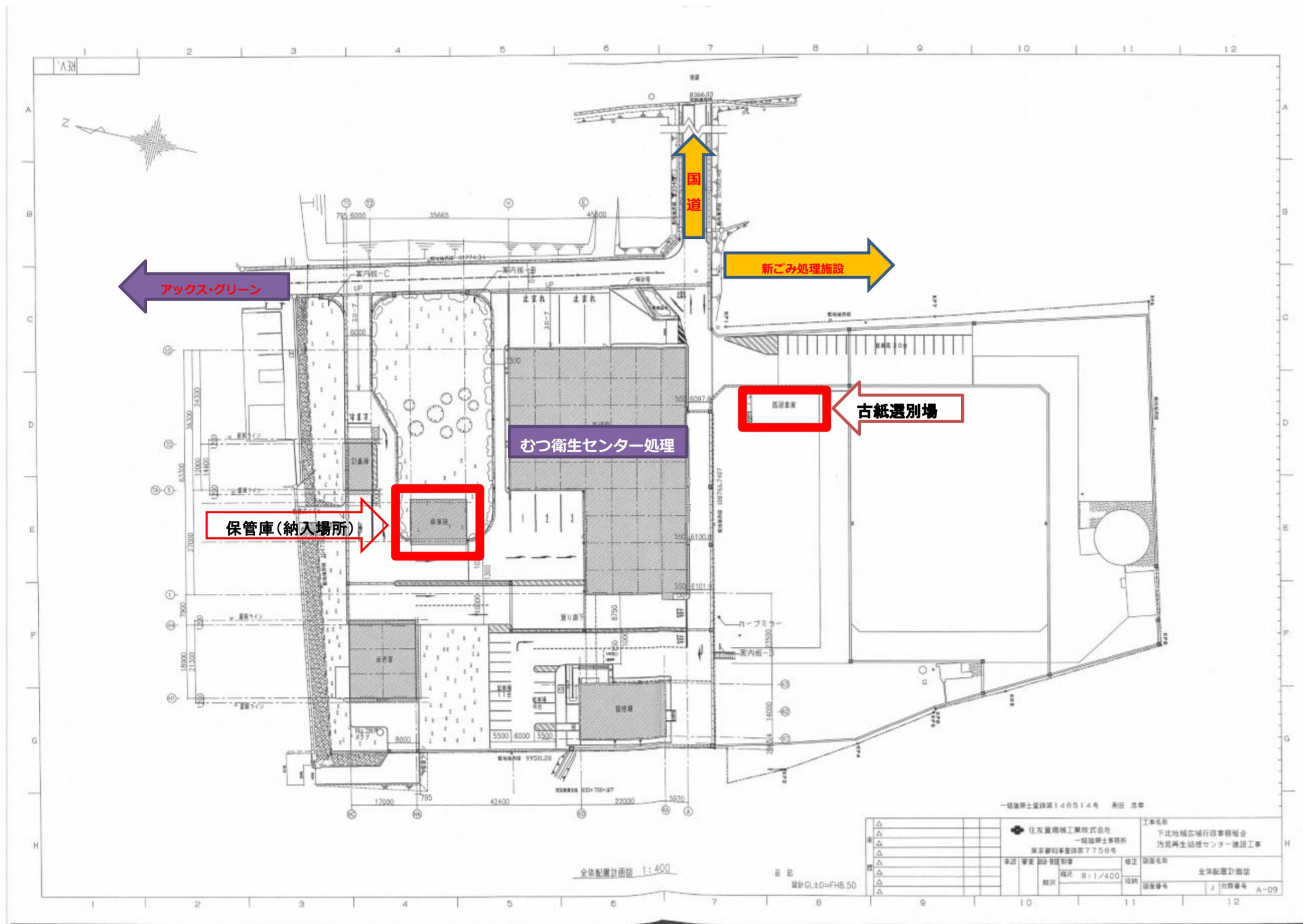
	計画建物
	アスファルト舗装
	アスファルト舗装 (カラー)
	コンクリート舗装 (ロードヒーティング範囲)
	コンクリート舗装の上 カラー塗布
	砕石敷き
	植栽 (平面) 張芝 (ワラ付)
	植栽 (法面1:1.8) 種子吹付
	排水施設
数値	配置基準寸法
数値	計画地盤高さ
数値	現状地盤高さ

アプローチ道路維持管理

項目	組合	事業者
除草(草刈)		○
道路維持管理	○	
除雪	○	
融雪剤散布		○
電柱・送電線		○

新ごみ処理施設
本事業対象範囲

古紙選別・納入場所位置図



4. 様式集に対する質問への回答

							総質問数	7 問
No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問の内容	回 答
1	第3号 [2/2]	添付書類	企業について必要な書類	納税証明書の写し		※1：法人事業者の納税証明	県税及び市税の納税証明書も国税(その3の3)同様に、「未納のない」証明でよろしいでしょうか。	「未納のない」納税証明書の写しを添付してください。
2	第10号 (参考資料1-2)	費用明細書				補修費を除く固定費	定期点検・整備費は、補修費に計上し本様式に計上しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、様式第10号(参考資料1-3)の費用明細書(補修費)に価格を提案してください。
3	第10号 (参考資料1-2)	費用明細書	①及び②	b	固定費 i	人件費以外	本項目では、事務費(OA機器、車両、作業着・保護具、通信費及び事務用品等)を計上との理解でよろしいでしょうか。	事務費、負担金等、保険費、その他費用等を提案して計上してください。 項目内容については、事業契約書(案)の別紙1 1業務委託料の算定金額を参照してください。
4	第10号 (参考資料1-2)	費用明細書	①及び②	c	固定費 ii	運転管理費	本項目では、用役費(燃料、薬剤等)を計上との理解でよろしいでしょうか。	油脂類、測定・分析日、その他費用等を提案して計上してください。 項目内容については、事業契約書(案)の別紙1 1業務委託料の算定金額を参照してください。
5	第10号 (参考資料1-2)	費用明細書	①及び②	d	固定費 ii	運転管理費以外	本項目では、分析・測定(ごみ質等・排ガス測定等及び作業環境測定)を計上との理解でよろしいでしょうか。	建築設備保守費、清掃・環境整備費、その他費用等を提案して計上してください。 項目内容については、事業契約書(案)の別紙1 1業務委託料の算定金額を参照してください。
6	第10号 (参考資料1-2)	費用明細書	①及び②	e		その他費用	本項目では、保険料、ホームページ費、現場管理費及び一般管理費等を計上との理解でよろしいでしょうか。	その他費用について、提案項目を計上してください。 ただし、様式第10号の別紙及びその他参考資料との整合に留意してください。
7	第10号 (参考資料1-3)	費用明細書	補修費	補修費			本様式に定期点検・整備費、法定点検費(分析・測定等除く)及び予備品・消耗品を計上との理解でよろしいでしょうか。	補修費について、提案項目を計上してください。 ただし、様式第10号の別紙及びその他参考資料との整合に留意してください。

6. 事業契約書（案）に対する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	総質問数	17 問	回答
						質問の内容		
1	3	第5条	7		業務遂行	「住民協定等を十分理解してこれを遵守するものと し、」とありますが、住民協定については、本事業の要 求水準書に記載されている以上の内容(公害防止基準等) はないとの理解で宜しいでしょうか。		お見込みのとおりです。
2	5	第12条	1		業務計画書	「最初の事業年度に関しては、運営開始日の90日前） （その日が閉庁日の場合には翌開庁日）までに、要求水 準書等及び提案書に従って、本業務に係る業務計画書を 作成」との記載がありますが、要求水準書14ページ 「第3節 計画書及びマニュアルの作成と提出」におい て、運営事業者は事業期間開始までに、「事業実施計画 書」を作成し、組合の承諾を得ること。との記載があ り、本事業はDBOではないため、建設事業者が作成する 「運転管理マニュアル等」による教育・指導等の期間を 考慮し、初回提出時期については要求水準書の記載を正 としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。		要求水準書に記載している「事業実施計 画書」は、 <u>事業期間を通じた計画書</u> 又は マニュアルであり、事業契約書第12条に 記載している <u>単年度単位</u> の「業務計画 書」とは異なります。 その上で、業務計画書は第12条の規定の とおり作成・提出ください。初年度は運 営開始90日前までに初版を提出いた だき、運営開始日までに正式版として提出 いただくこととなります。
3	6	第17条	1		長寿命化総合計画の整備	「長寿命化総合計画を作成し、発注者の承諾を得なけれ ばならない。」とありますが、長寿命化総合計画の延命 化計画については、DBOでなく廃棄物処理LCCの算出等困 難なため、「施設保全計画」を作成し協力するとの理解 でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。「長寿命化総合 計画」は「長寿命化総合計画（施設保全 計画）」に修正します。
4	8	第26条	4		搬入管理	「処理不適物の混入を原因として、プラント設備に故障 等が生じ、当該故障等の修理等のために追加費用が発生 した場合、発注者又は受注者の責めに起因するものにつ いては、」との記載がありますが、ごみピットにパッ カー車から直接投入されたごみが原因で修理等が発生し た場合については、受注者の責めに起因しないとの理解 でよろしいでしょうか。		修理等が発生した原因が、委託収集車か らごみピットへ直接投入されたごみによ るものであることを運営事業者が明らか にできた場合は、お見込みのとおりで す。
5	8	第30条	2		運転計画及び運転管理マ ニュアル	「本施設に関し、操作手順、方法などを取扱説明書に基 づき基準化した運転管理マニュアル（以下「運転管理マ ニュアル」という。）を運営開始日の90日前までに作 成」との記載がありますが、建設事業者が作成する「運 転管理マニュアル等」を受領し、建設事業者からの教 育・指導期間後に、受注者で修正等行った後、運営開始 までに作成するとの理解でよろしいでしょうか。		建設事業者に対する「発注仕様書」で は、運営事業者への指導は求めているも のの、「運転管理マニュアル」等の作成 は求めていないため、運営事業者が作成 するものとしてください。 そのため、原案のとおりとします。

6. 事業契約書（案）に対する質問への回答

					総質問数	17 問		
No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容		回 答
6	9	第31条	2		試運転、予備性能試験及び引渡性能試験、教育訓練	受注者は、建設事業者等と協力して、段階的に開始される本業務の準備を行うとともに、建設事業者等から必要な教育訓練を受けるものとする。とありますが、受託者が建設事業者等から受ける教育訓練の内容についてご教示ください。		建設事業者には、本施設の運転、維持管理、保守に係る指導を求めています。
7	10	第35条	1		ごみ量	本施設に搬入される処理対象物の量が、要求水準書等に定める計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算定する。とありますが、計画搬入量を慢性的に超過した場合に発生する人件費や補修費等の固定費増の負担については、協議して頂けるかの理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。なお、計画搬入量を慢性的に下回った場合においても、人件費や補修費等の固定費削減について、発注者と受注者間で協議するものとなります。
8	12	第43条	3		本施設の改良保全	「発注者及び受注者は、当該新技術等の導入及び業務委託料の減額について協議するものとする。」とありますが、受注者の企業努力により改良保全等を実施し運営費が削減された場合は、委託費の減額は行われまいとの理解でよろしいでしょうか。		具体的な事例に応じて協議するものとなります。
9	13	第46条	5		資源物管理業務	「受注者は、電力事業者と本施設に係る電力の購入に係る契約を締結し、・・・・受注者は、購入した電気料金について発注者に請求を行うこととする。」とありますが、本事業は包括運営事業ですがDBO発注ではないため、発注者と電力事業者間で直接契約され支払われた方が合理的と考えます。発注者と電気事業者の直接契約としていただけないでしょうか。		「2 要求水準書に対する質問」No.9の回答を参照ください。
10	13	第47条	1	(6)	情報管理業務	「(6) 有効利用報告」との記載がありますが、有効利用報告の具体的な内容について、ご教示ください。		リサイクルプラザから発生する回収資源の種類や量をまとめたものを想定しています。
11	16	第57条	4	(5)	本事業終了時の取扱い	「事業期間中の財務諸表」とありますが、本事業は特別目的会社(SPC)は設立しないため本事業に係る財務諸表は存在しません。必要な場合の趣旨及び具体的な内容について、ご教示ください。		「2 要求水準書に対する質問」No.21の回答を参照ください。
12	17	第58条	3		本事業終了時の明け渡し条件	「受注者の責任及び費用負担により第三者機関による機能検査を」とありますが、機能検査とは精密機能検査との理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。第3項及び第4項に記載のある「機能検査」は「精密機能検査」に修正します。

6. 事業契約書（案）に対する質問への回答

					総質問数	17 問		
No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容		回答
13	24	第77条	1		経営状況の報告等	「各事業年度の第2四半期最終日以前に、翌事業年度の予算の概要を書面で発注者に提出」との記載がありますが、提出する資料は、発注者の来年度予算作成に必要な変動費等を試算するための資料との理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。
14	24	第77条	2		経営状況の報告等	「各事業年度において、当該事業年度の財務書類を作成し、年1回自己の費用で公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から3か月以内に、監査報告書とともに発注者に提出しなければならない。」とありますが、本事業は特別目的会社(SPC)を設立しないため本事業に係る財務諸表は存在しません。必要な場合の趣旨及び具体的な内容について、ご教示ください。		「2 要求水準書に対する質問」No.21の回答を参照ください。
15	27	別紙1	1及び2		業務委託料	事業準備期間(令和5年度)に係る委託料の算定金額及び支払いスケジュールについて、ご教示ください。		事業準備期間中の委託料は、新ごみ処理施設整備事業が令和6年3月に竣工することを前提として、様式第10号(別紙3)にて提案いただいた金額を、試運転期間終了後に支払うことを想定しています。
16	28	別紙1	3	(1)	物価変動等の指標	・燃料費「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」(日本銀行調査統計局)」との記載がありますが、本施設では灯油を使用するため、「品目/灯油」が該当するとの理解でよろしいでしょうか。		お見込みのとおりです。以下のとおり修正します。 「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/品目/灯油」(日本銀行調査統計局)」
17	28	別紙1	3	(2)	改定の条件	「初回の改定は、2024年(令和6年)8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)に基づき、2024年(令和6年)9月末までに見直しを行い、2025年度(令和7年度)の本業務の対価を確定する(比較対象は令和6年3月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)とする。)」とありますが、比較対象は令和6年3月末時点で公表されている指標ではなく、入札時指標の令和5年3月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)が正しいとの理解でよろしいでしょうか。		以下のとおり修正します。 「比較対象は、提案書類提出日時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)とする。」